

平成30年岩見沢プレミアム建設券事業実行委員会規約

〔目的〕

第1条 岩見沢商工会議所、いわみざわ商工会、岩見沢建設協会で構成する「岩見沢プレミアム建設券事業実行委員会」（以下「実行委員会」という）は、裾野の広い住宅関連産業においてプレミアム付き建設券を発行することで、地域経済の活性化を図るとともに、市民の住宅環境改善の促進を図ることを目的とする。

〔事務局の所在地〕

第2条 実行委員会の事務局を岩見沢商工会議所内に置くものとする。

〔事業〕

第3条 本事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 岩見沢プレミアム建設券事業の実施。

①プレミアム率：15%

②発行総額：598,000,000円（内78,000,000円プレミアム額）
（予定額）

③対象工事：岩見沢市民が所有し、自身が居住する市内の住宅（マンションは専有部分）並びに店舗併用住宅で工事に着手していない、且つ有効期間までに終了する下記工事で、岩見沢プレミアム建設券事業実行委員会の承認を受けた登録事業者で行う工事であること。

(1) 住宅の新築、増築、改築、修繕、解体及び住宅に付帯する外構工事。

※平成27年・28年・29年に岩見沢プレミアム建設券を利用した方も利用可能。

※国や道、市などから、助成・補助を受けた工事は除く。

④販売内容：1口額面57,500円の建設券を50,000円で販売。1世帯あたり20口まで。

⑤申込期間：平成30年4月2日（月）～ 先着順

⑥販売（有効）期間：平成30年6月1日（金）～平成30年11月30日（金）

⑦その他岩見沢プレミアム建設券事業実施要領による。

〔券面記載事項〕

第4条 建設券に次の事項を記載する。

(1) 発行団体

(2) 金額、利用有効期間

(3) 偽造防止の為の通し番号

(4) 紛失、盗難等の免責事項

(5) 規約の存在

〔紛失等の責務〕

第5条 利用者が購入した建設券の盗難、紛失、破損については、利用者の責務とする。

〔不正利用の損害〕

第6条 偽造等の不正利用により本事業に損失を与えた時は、発行団体において不正利用者に対し損害金の全部を請求する。

〔登録事業者の責務〕

第7条 登録事業者は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 偽造等の不正利用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに速やかにその事案を実行委員会へ申し出ること。
- (2) 建設券の交換、譲渡、売買、再利用は禁止する。
- (3) 実行委員会及び岩見沢市が本事業に関する調査等を行う時は報告等の協力をすること。
- (4) 本規約に定める事項のほか、実行委員会からの指示を遵守すること。

〔登録事業者資格の喪失等〕

第8条 第7条の各号に違反する行為が認められた場合、実行委員会は引換交換の拒否、登録事業者登録の取消し及び損害金の申し受け等を行うことがある。

〔登録事業者による紛失等の責務〕

第9条 登録事業者が、利用者から受け取った建設券について盗難、紛失、滅失により損害を被ったときは、登録事業者の責務とする。

〔届出事項の変更〕

第10条 登録事業者は、登録事業者申請書記載事項に変更があるときは、速やかに実行委員会に届け出るものとする。

〔返還請求等〕

第11条 建設券を購入したものが不正等を目的として、次のことを行った場合は、実行委員会はプレミアム相当額の返還を請求し、実行委員会で審議決定した内容に基づき処理することができる。

- (1) 建設券を他人に売却し利益を得ること
- (2) 建設券を担保に供し、または質入をすること
- (3) 登録事業者自らの事業上取引（仕入等）に利用すること
- (4) その他本建設券の趣旨に反する行為

〔その他〕

第12条 この規約に定めるもののほか、本事業の実施に伴い必要な事項は実行委員長が別に定める。

附 則

1. この規約は平成30年3月1日より施行する。

〔実施主体〕

岩見沢商工会議所

岩見沢市1条西1丁目16

0126-22-3445

いわみざわ商工会

岩見沢市栗沢町本町11

0126-45-2002

岩見沢建設協会

岩見沢市5条西3丁目

0126-22-2738